

給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

令和6年5月15日

氏名	宮崎 大輔	住所	高砂市荒井町小松原4丁目6番地の13		
受給者番号	001	指定番号	7220936	宛名番号	1

あなたの特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

兵庫県高砂市長 都倉 達殊

所得	給与収入	5232660	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	
	給与所得(所得金額調整控除後)	3745600		農業	
	その他の所得計	0		不動産	
	総所得金額①	3745600		利子	
				配当	
			給与		
			雑		
			譲渡・一時		

課税標準	総所得③	1539000
	山林所得	0
	分離短期譲渡	0
	分離長期譲渡	0
	株式等の譲渡	0
	上場株式等の配当等	0
先物取引	0	

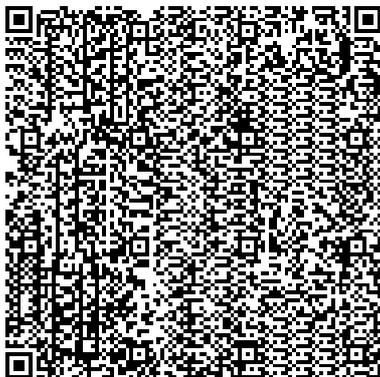
所得控除	雑損	0	障・寡・ひ・勤	260000	扶養親族該当区分	特定	0	未成年者		
	医療費	0	配偶者	330000		本人該当区分	同老	0	特障	
	社会保険料	793398	配偶者特別	0		老人	0	他障		
	小規模企業共済	0	扶養	330000		16歳未満	1	寡婦		
	生命保険料	63000	基礎	430000		その他	1	ひとり親		
	地震保険料	0	所得控除合計②	2206398		同障	0	勤労学生		
				特障	0	控配	*			
				他障	1	老配				
						繰越損失				

税額	市区町村	税額控除前所得割額④	92340	特別徴収税額⑨	111600	納付額	6月分	0	12月分	10100
		税額控除額⑤	28800	控除不足額⑩	0		7月分	10600	1月分	10100
		所得割額⑥	63500	既充当・既委託納付額⑪	0		8月分	10100	2月分	10100
		均等割額⑦	3000	既納付額⑫	0		9月分	10100	3月分	10100
	都道府県	税額控除前所得割額④	61560	差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)	111600		10月分	10100	4月分	10100
		税額控除額⑤	19200	変更前税額⑬	0		11月分	10100	5月分	10100
		所得割額⑥	42300	増減額(⑨-⑬)	0					
		均等割額⑦	1800	変更月	月					
	森林環境税額⑧	1000								

(摘要) 定額減税額 市 24,000円, 県 16,000円

問合せ先

(お問合せ先) 高砂市課税課 電話(079)443-9015(直通)



税額の計算方法

- 総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥
- 所得割額⑥+均等割額⑦+森林環境税額⑧=特別徴収税額⑨
- 特別徴収税額⑨-控除不足額⑩=差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

●税率

- 均等割 市区町村民税 3,000円 都道府県民税 1,800円
- 所得割 (総合課税分) 市区町村民税 6% 都道府県民税 4%
- 森林環境税 1,000円

●所得控除

雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)		
社会保険料控除等	支払金額		
生命保険料控除	新契約	控除額	
	12,000円以下のとき	全額	
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	
	56,000円超のとき	28,000円	
	旧契約	控除額	
	15,000円以下のとき	全額	
15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円		
40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円		
70,000円超のとき	35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			
地震保険料控除	支払金額	控除額	
	保険料 地震	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	契約 旧長期	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円	
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円

配偶者特別控除	所得金額	控除額
	48万円超 95万円以下	33万円
	95万円超 100万円以下	33万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	26万円
	110万円超 115万円以下	21万円
	115万円超 120万円以下	16万円
	120万円超 125万円以下	11万円
	125万円超 130万円以下	6万円
130万円超 133万円以下	3万円	

障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26万円		
	30万円		
	53万円		
寡婦控除	26万円		
ひとり親控除	30万円		
勤労学生控除	26万円		
扶養控除	一般	33万円	
	老人	38万円	
	特定	45万円	
	同居老親等	45万円	
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円

●税額控除 (調整控除)

- 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
- 合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (都道府県民税2%、市区町村民税3%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (都道府県民税2%、市区町村民税3%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額	
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	
障害者控除	普通		900万円超 950万円以下	
	特別		950万円超 1,000万円以下	
同居特別	22万円	一般	5万円	
	寡婦控除	1万円	老人	10万円
ひとり親控除		父	48万円超 50万円未満	5万円
	母	5万円	50万円以上 55万円未満	3万円
勤労学生控除	1万円	特別配偶者	48万円超 50万円未満	5万円
	一般		5万円	4万円
	特定		18万円	2万円
	老人		10万円	1万円
扶養控除	同居老親等	13万円		

●税額控除 (配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市区町村民税	都道府県民税	市区町村民税	都道府県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●税額控除 (住宅借入金等特別税額控除)

- 前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額 (97,500円を限度) を超える場合には、当該金額) に下欄の割合を乗じた金額
- ただし、居住年が平成26年から令和3年まで (地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで) であって、特定取得、特別特定取得 (特例取得及び特別特例取得を含む。) 又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ②前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市区町村民税	3/5	都道府県民税	2/5
--------	-----	--------	-----

●税額控除 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市区町村民税	都道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

●税額控除 (寄附金税額控除)

- 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額 (寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額) が2千円を超える場合には、その超える金額の都道府県民税は4%、市区町村民税は6%に相当する金額
- 1 都道府県、市区町村に対する寄附金
- 2 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市区町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市区町村の条例で定めるもの
- ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の都道府県民税は5分の2、市区町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額 (所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合